

会員各位

## 容器包装リサイクル法（概要）

### 【容器包装リサイクル法とは】

容器包装リサイクル法は、一般家庭から廃棄されるガラスびん、PET ボトル、紙製及び、プラスチック製の容器・包装を利用している事業者及び、容器・包装を製造している事業者がリサイクルの義務を負うという法律です。

家庭ゴミとなる容器・包装をリサイクルするための法律（事業系は対象外）

### [容器包装リサイクル法の対象となる容器・包装の見分け方]

容器包装には、1. その中身が商品であること 2. その商品が無くなったり、その商品と分離されたりした場合に不要になるものが該当します。

その条件に当てはめると、例えば下記のもの、容器包装には、該当しません。

条件	具体例
中身が「商品」でない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手紙やダイレクトメールを入れた封筒</li> <li>・景品を入れた紙袋や箱</li> <li>・家庭で付した容器や包装など</li> </ul>
「商品」でなく「役務（サービス）」の提供に使った場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーニングの袋</li> <li>・レンタルビデオ店の貸出用袋</li> <li>・宅配便の袋や箱</li> </ul> <p>※但し、通信販売用の容器として用いた場合は対象</p>
中身商品と分離して不要にならない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本人形のガラスケース</li> <li>・CD ケース</li> <li>・楽器やカメラのケース</li> </ul>

※ 分別の廃棄ルールは、自治体により異なります。

### [特定事業者]

「一般家庭から廃棄される容器包装」

- ① 特定容器製造等事業者：特定容器・包装を製造・輸入している事業者
- ② 特定容器包装利用事業者：販売する商品に特定容器を用いる事業者

「再商品化義務判断チャート」を参考にしてください

<https://www.jcpra.or.jp/specified/chart/tabid/127/index.php>

下記の小規模事業者は対象外（下記いずれかを超えた場合は対象）

業種	・ 製造業等 ・ 社団、財団法人、学校法人 等	小売業、サービス業、卸売業
年間売上高	2 億 4 千万円以下	7 千万円以下
常時使用の従業員数	20 名以下	5 名以下

〔特定事業者の義務〕

対象の特定事業者の場合、再商品化委託料を支払う義務があります。

リサイクル義務が課せられているにもかかわらず義務を果たさない、いわゆる「ただ乗り事業者」が未だに一定数存在しており、事業者間の不公平が発生している状況です。

〔義務を果たさない（支払わない）場合〕

1. 企業名公表
2. 100 万円以下の罰金
3. 帳簿を記載、保存しない場合又は、虚偽の記載があった場合は 30 万円以下の罰金

容器包装リサイクル法が完全施行された平成 12 年 4 月（約 20 年前）までさかのぼって支払い義務を履行しなければなりません。（義務履行に時効なし）

製品水委員会 品質規格部会では、宅配水業界の健全なる発展を目指して参りますので、ご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



一般社団法人

日本宅配水&サーバー協会

Japan Delivery Water & Server Association